

商店街にぎわい促進事業補助金交付要綱

制 定 令和6年2月20日経商第1549号（経済局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、物価高騰等の影響を受けている商店街等に対し、市内外から人を呼び込むための広報活動やイベント、販促セールなど、来街促進につながる取組に要する経費に対し、商店街にぎわい促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、横浜市商店街の活性化に関する条例（平成27年2月横浜市条例第3号。）に定めるもののほか、次の各号の定めるところによる。

- (1) 「商店会」とは、令和6年3月1日時点において、次に掲げるいずれかを満たす横浜市内に存する団体をいう。
 - ア 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づき設立された商店街団体
 - イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立された商店街団体
 - ウ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に基づき設立された商店街団体
 - エ 前各号に掲げる商店街団体に準ずる任意の商店街団体であり、規約等により代表者の定めがあるもの
- (2) 「区商店街連合会」とは、令和6年3月1日時点において、前号アからエに規定する団体で構成する各区の連合組織をいう。
- (3) 正会員 定款又は規約等で団体が規定している、団体の正式な会員
- (4) 準会員 定款又は規約等で団体が規定している、団体の趣旨に賛同する会員
- (5) 賛助会員 定款又は規約等で団体が規定している、団体を資金面で支援する会員

（補助対象者）

第3条 この要綱における補助対象者は、市内の商店会及び区商店街連合会とする。

2 前項に規定する市内の商店会及び区商店街連合会が複数で共同して取組を実施する場合、共同で補助対象者となることができる。

（補助対象事業）

第4条 この要綱における補助対象事業は、補助対象者が令和6年3月1日から令和7年2月28日までに実施する商店会の来街促進につながる取組とする。

- 2 補助対象者が、他補助金との併用を禁止している補助制度を別途申請している場合は、補助対象事業としない。
- 3 第1項に規定する来街促進事業であっても、公序良俗に反する事業は補助対象外とする。

（補助対象経費）

第5条 補助対象経費は、使用目的が補助対象事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費とし、別表1に定めるとおりとする。

2 補助対象者が、国、県及び本市その他の補助制度を併用する場合、その補助対象経費については、この要綱に定める補助対象経費としない。

（補助率及び補助上限額）

第6条 補助対象経費に乗じる補助率は、別表2に定めるとおりとする。

- 2 補助上限額は、交付申請時における補助対象者の正会員の会員店舗数によって、別表2に定めるとおりとする。
- 3 定額支援とは、会員店舗数1から19店舗の商店会に対して20万円まで10割の補助率で支援することをいう。具体的には、補助対象経費が20万円未満の場合、補助率を10/10とし、補助対

象経費が 20 万円以上の場合、補助対象経費から 20 万円を控除した金額に 1/2 を乗じ、20 万円を加えた額を補助金額とする。

- 4 複数の商店会が共同で補助対象者となる場合の補助上限額は、各商店会の正会員の会員店舗数の合計から、重複する正会員の会員店舗数を引いた店舗数によって、別表 2 に定めるとおりとする。
- 5 区商店街連合会の補助上限額は、正会員の会員店舗数にかかわらず、一律 1,100,000 円とする。
- 6 2 回目の申請においては、補助上限額から 1 回目の交付確定額を引いた金額を、交付申請額の上限とする。ただし、1 回目の交付額が確定していない場合は、1 回目の交付決定額を引いた金額を、2 回目の交付申請額の上限とする。
- 7 補助金額の算出に当たり 1,000 円未満の端数が生じた場合は、1,000 円未満の端数を切り捨てる。

(申請回数)

- 第 7 条 この要綱に定める補助金を申請することができる回数は 2 回までとする。ただし、市長が認める場合は、この限りではない。
- 2 1 回の申請において、複数の補助対象事業をまとめて申請することができる。ただし、事業開始前の補助対象事業と事業実施後の補助対象事業は、1 回の申請においてまとめて申請することはできない。
 - 3 複数の商店会が共同で補助対象となる場合は、その構成する商店会は、申請の 1 回目及び 2 回目で同一でなければならない。また、その構成商店会は別途この補助金を申請することはできない。
 - 4 前条第 3 項に規定する定額支援の対象となる申請は、申請回数 2 回までのうち、1 回に限る。

(交付申請)

第 8 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、商店街にぎわい促進事業補助金交付申請書（1 回目の申請時は第 1 号様式。2 回目の申請時は第 1 号様式の 2。以下まとめて「交付申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、市長は必要に応じて、添付書類を省略することができる。

- (1) 事業計画書（第 1 号様式の 3）
 - (2) 定款又は規約等の写し
 - (3) 正会員名簿の写し
 - (4) 役員名簿の写し
 - (5) 見積書等経費の内訳がわかる書類。ただし、1 件の金額が 1,000,000 円以上になる場合は 2 者以上の市内事業者から徴収した見積書等の写し及び市内事業者であることを証する書類又はその写し（履歴事項全部証明書若しくは横浜市有資格者名簿の写し、又は個人事業主の住民票の写し等）
 - (6) その他、市長が必要と認める書類
- 2 前項第 2 号から第 4 号に掲げる添付書類は、2 回目の申請において、1 回目の申請時と内容に変更がない場合は提出を省略することができる。
- 3 第 15 条に定める場合を除き、補助金の交付申請は事業開始前に行うものとし、交付申請書は令和 7 年 1 月 15 日までに提出するものとする。
- 4 補助金規則第 24 条の規定により、補助事業において次の各号に該当する場合は、当該各号に掲げるとおり入札又は見積書の徴収を行わなければならない。
- (1) 1 件 1,000,000 円以上 10,000,000 円未満の支出に係るものについては、2 者以上の市内事業者から見積書を徴収
 - (2) 1 件 10,000,000 円以上の支出に係るものについては、3 者以上の市内事業者から見積書を徴収、又は 5 者以上の市内事業者による指名競争入札
- 5 補助金規則第 24 条ただし書に規定する市内事業者による入札又は 2 者以上の見積書の徴収を行わない場合とは、次の各号に掲げる場合とする。
- (1) 市内事業者によらない場合
 - ア 事業の特殊性・専門性から、市内事業者では履行が困難であると市長が認めたとき。
 - イ その他、事業の性質上、特定事業者に発注せざるを得ないと市長が認めたとき。
 - (2) 市内事業者による入札又は 2 者以上の市内事業者からの見積書の徴収を行わない場合
 - ア 特許や商標登録等を使用した事業で、権利所有者以外の者と契約すると明らかに高額であ

ると市長が認めたとき。

イ その他、事業の性質上、特定事業者に発注せざるを得ないと市長が認めたとき。

(交付決定等)

第9条 市長は、交付申請書を受理したときは、審査及び必要な調査等を行い、補助金を交付すべきと認めたときは、予算の範囲内で補助金の交付を決定し、商店街にぎわい促進事業補助金交付決定通知書（第2号様式。以下「交付決定通知書」という。）により、交付申請者に対し、その旨を通知する。

- 2 第15条に定める場合を除き、交付申請者は交付が決定されてから補助対象事業を開始することとする。
- 3 市長は、補助金を交付しない決定をしたときは、商店街にぎわい促進事業補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、交付申請者に対し、その旨を通知する。

(申請の取下げ)

第10条 交付申請者が、補助金規則第9条第1項の規定により申請の取下げを行う場合は、商店街にぎわい促進事業補助金交付申請取下届出書（第4号様式）を、交付決定通知書又は交付決定兼交付額確定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して14日以内に、市長に提出しなければならない。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(変更等の承認申請)

第11条 交付決定通知書の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、補助事業の内容を変更する場合は、事前に、商店街にぎわい促進事業補助金変更等承認申請書（第5号様式。以下「変更等承認申請書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が認める軽微な変更については、この限りでない。

- 2 市長は、変更等承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めた場合には、商店街にぎわい促進事業補助金変更等承認通知書（第6号様式。以下「変更等承認通知書」という。）により、不適当と認める場合には、商店街にぎわい促進事業補助金変更等不承認通知書（第7号様式）により、それぞれ補助事業者に通知する。
- 3 前項の通知に基づき補助事業者が補助事業を中止又は廃止した場合は、中止又は廃止した補助事業に係る経費について、第16条の規定に基づき、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、原則として、全ての補助対象経費の支払終了後30日以内又は令和7年2月28日のいずれか早い日までに、商店街にぎわい促進事業実績報告書（第8号様式）に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、市長は必要に応じて、添付書類を省略することができる。

- (1) 事業報告書（第8号様式の2）
- (2) 契約書等の写し。ただし、1件の金額が1,000,000円未満のものは、省略することができる。
- (3) 経費の支払いを証する書類（領収書等）の写し
- (4) 事業の実施状況がわかる写真及び成果物（チラシ等）の資料
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による報告があったときは、審査及び必要な調査等を行い、補助金の交付額を確定する。

- 2 補助金の交付確定額は、当該事業の交付決定通知書（第11条第2項の規定により交付決定金額の変更を承認した場合は、変更等承認通知書）に記載された金額を上回らないものとする。
- 3 補助対象事業に係る協賛金や販売での売上から原価を引いた収益など、会費等の自己資金やこの補助金以外の収入（以下「協賛金等」という。）があり、当該協賛金等が補助対象経費に補助率を乗じた金額を上回る場合、その上回った金額を補助対象経費に補助率を乗じた金額から減じた額を、補助金交付確定申請額とする。

- 4 前項の規定において補助対象経費に定額支援が適用される場合は、補助対象経費から定額支援額を控除して、前項の計算をした額を、補助金交付確定申請額とする。
- 5 市長は、補助金交付額が確定したときは、商店街にぎわい促進事業補助金交付額確定通知書（第9号様式。以下「交付額確定通知書」という。）により、その旨を補助事業者に通知する。

（補助金交付の請求）

- 第14条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、交付額確定通知書を受け取った後速やかに、商店街にぎわい促進事業補助金交付請求書（第10号様式。以下「交付請求書」という。）を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による請求書を受けた日から30日以内に補助金を交付するものとする。

（事後申請）

- 第15条 「事後申請」とは、令和6年4月30日までに事業を実施した場合、又は市長が事業開始前に申請することが困難であると判断した特別な場合における、既に実施した事業に関する交付申請をいう。
- 2 交付申請者は、事後申請において、令和6年5月31日までに交付申請するものとする。その場合、第8条第1項第1号に定める事業計画書に代えて、第12条第1号に定める事業報告書を、第8条第1項第5号に定める見積書等経費の内訳がわかる書類に代えて、第12条第3号に定める経費の支払いを証する書類（領収書等）の写しを、また第8条第6号に定めるその他、市長が必要と認める書類として、事業の実施状況がわかる写真及び成果物（チラシ等）の資料を添付するものとする。
 - 3 市長は、事後申請において、第9条第1項に定める交付決定をしたときは、商店街にぎわい促進事業補助金交付決定兼交付額確定通知書（第11号様式。以下「交付決定兼交付額確定通知書」という。）により、交付申請者に対し、その旨を通知する。
 - 4 交付申請者は、第14条第1項に定める補助金の交付を受けようとするときは、交付決定兼交付額確定通知書を受け取った後速やかに、交付請求書を市長に提出しなければならない。

（補助金交付決定の取消し）

- 第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。交付決定を取り消した場合、市長は、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- (1) 補助対象者の要件に該当しないとき、又は該当しなくなったとき。
 - (2) 虚偽の申請、報告又は不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (3) 補助金を交付することが適当でない認められる事由が発生したとき。
 - (4) その他法令、条例若しくはこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき、又は補助金の返還事由と認められるような不正等の行為があり、市長が特に認めるとき。
- 2 前項の規定は、第13条第2項の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
 - 3 市長は、第1項の規定により交付決定を取り消すときは、商店街にぎわい促進事業補助金交付決定取消通知書（第12号様式）により、補助事業者に対し、その旨を通知する。
 - 4 市長は、補助事業者が第1項に該当した場合、補助事業者の名称及びその内容を公表することができる。
 - 5 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合においては、当該取消しを行わない。
 - (1) 地震、火災等自然的又は人為的な事象により、補助対象者の責めに帰すことができないもの
 - (2) その他市長が特にやむを得ないと認めた場合

（補助金の返還）

- 第17条 市長は、前条の規定による補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（加算金及び延滞金）

- 第18条 前条の規定により、市長が補助金の交付の決定の全部又は一部の取消しを行い、補助金の返還を命じたときは、補助事業者は補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、補助金の額（一部を返還した場合は、返還後の期間において既返還額を控除した額）につき、年10.95

- パーセントの割合で計算した加算金(100円未満の場合を除く。)を市に納付しなければならない。
- 2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。
 - 3 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額)につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。
 - 4 第1項及び前項に定める年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。

(関連書類の保存期間)

第 19 条 補助金規則第 26 条の規定に基づく市長が定める書類の保存期間は、5 年間とする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第 20 条 補助事業者は、第 12 条の規定による実績報告を行った後に消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、商店街にぎわい促進事業消費税仕入控除税額報告書(第 13 号様式)により、速やかに市長に報告しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定により報告があった場合は、当該報告の内容を審査し、適当と認められるときは、確定した補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、経済局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 5 条) 補助対象経費基準

経費区分	内容・要件
広告等製作費 ・ 広告料	チラシ・ポスター・マップ・のぼり等製作費、印刷費、折り込み料 等 イベント時等に着用する商店街 T シャツやジャンパーの作成 等 WEB ページ制作や SNS 設計及び管理費、メディア媒体への掲載料 等
人件費・ 謝金・報償費	事業実施への協力者に対する人件費及び謝金、報償費等 ※謝金・報酬費として現金ではなく、物品(商品券含む)を提供する場合は、受領書及びそれら物品購入の際の領収書の写しを提出すること。 ※商店会会員への支払は対象外
景品費	1 景品につき 10,000 円(税込)までを補助対象とする。 補助対象経費全体の 30%までを補助対象とする。 ※商店会店舗以外で使用できる商品券やチケット(図書券、チェーン店のギフト券及び遊園地のチケット等)は対象外 ※有料で参加できる抽選会等の景品や、有料エリアへの入場特典としての景品は対象外 ※不当景品類及び不当表示防止法(昭和 37 年法律第 134 号)(以下、「景品表示法」という。)を遵守すること。
委託費	イベントの運営、システム運営費・利用料、調査委託、経営相談等 ※いずれも専門業者に委託する場合に限る。
使用料	機材等の使用料、レンタル料、会場借上費等 ※模擬店等で使用する機材は飲食物等を無償提供する場合に限る。
保険料	イベント・催し等に関する損害保険料、機材等の保険料等
物品購入費・ 物品購入予備費	事業実施に必要となる物品の購入費 ※収入として計上予定の物品やその材料の購入費(以下、「原価」という。)は対象外 ※物品は単価 20,000 円(税込)を上限とする。 ※事業以外に利用できる物品や必要以上の量は対象外 例) PC・スマートフォンなど 物品購入予備費として計上した経費は、見積書は不要 実績報告時、対象経費の領収書類の写しが必要 ※物品購入予備費は補助対象経費全体の 10%かつ 5 万円までを補助対象とする。
食糧費	イベント・催し等の出演者・運営従事者の弁当及び飲料費(酒類を除く) ※補助対象経費全体の 10%かつ 20 万円までを補助対象とする。 ※弁当は単価 1,500 円(税込)、飲料は単価 200 円(税込)を上限とする。

(備考)

1 次の各号に掲げる経費は、補助の対象としない。

- (1) 酒類、通信費、光熱費、単価 20,000 円(税込)以上の物品購入費、各種申請手続き費、交際費、慶弔費、視察費、代引・振込手数料、その他間接経費、及び別表 1 に関わらず、実施事業と直接関係しない経費 等
- (2) 法令や条例等に抵触する事業及び施設の整備
- (3) 補助金の使途として著しく不適切と判断される経費

2 その他表に定めのない経費の支出については、個別に審査するものとする。

別表 2 (第 6 条) 補助率及び補助上限額

補助率	1 / 2 (会員店舗数 1 ~ 19 店舗の商店会は、1 回に限り 20 万円まで定額支援) ※ 1
-----	---

団体の会員店舗数	補助上限額	団体の会員店舗数	補助上限額
1 ~ 19 店舗	550,000 円	150 ~ 199 店舗	5,500,000 円
20 ~ 49 店舗	700,000 円	200 ~ 299 店舗	7,700,000 円
50 ~ 99 店舗	1,100,000 円	300 店舗 ~	11,000,000 円
100 ~ 149 店舗	2,200,000 円	各区商店街連合会 ※ 2	一律 1,100,000 円

※ 1 会員店舗数 1 ~ 19 店舗の商店会の補助対象経費が 20 万円以上の場合、補助対象経費から 20 万円を控除した金額に 1 / 2 を乗じ、20 万円を加えた額を補助金額とする。20 万円未満の場合、補助率を 10 / 10 とする。ただ

し、この定額支援の対象となるのは1回に限る。

- ※2 会員店舗数によらず補助上限額は一律110万円とする。ただし、区商店街連合会で申請しても、同一区内の商店会の申請回数、補助上限額に影響はない。
- ※3 複数商店会の共同申請時に、その構成団体に重複して加盟している店舗については、1店舗として数える。
- ※4 補助対象者の準会員及び賛助会員等、正会員以外の会員は、補助上限額の算出根拠には含めない。
- ※5 正会員であっても、店舗・事業を持たない住居会員は、補助上限額の算出根拠には含めない。

商店街にぎわい促進事業補助金交付申請書（1回目）

（申請先）
横浜市長

（申請者）

〒
住 所：
団 体 名：
役 職 名：

ふりがな

代表者氏名：

（電話 〇〇〇〇）

商店街にぎわい促進事業補助金の交付を受けたいので、商店街にぎわい促進事業補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び商店街にぎわい促進事業補助金交付要綱を遵守します。

1 補助金交付申請額

¥ _____ . ____

※1,000円未満切り捨て

2 関係書類

（1）事業計画書（第1号様式の3）

事後申請の場合には、事業計画書に代えて、事業報告書（第8号様式の2）を提出

（2）定款又は規約等の写し

（3）正会員名簿の写し

（4）役員名簿の写し

（5）見積書等経費の内訳がわかる書類。ただし、1件の金額が1,000,000円以上になる場合は、2者以上の市内事業者から徴収した見積書等の写し及び市内事業者であることを証する書類又はその写し（履歴事項全部証明書若しくは横浜市有資格者名簿の写し、又は個人事業主の住民票の写し等）

事後申請の場合には、見積書等経費の内訳がわかる書類に代えて、経費の支払いを証する書類（領収書等）の写しを添付

（1件あたり1,000,000円以上の場合には、見積書等と領収書等のいずれも添付）

（6）その他、市長が必要と認める書類（添付する場合は、レ点を記入）

3 宣誓事項（全ての項目にレ点を記入）

- | |
|---|
| <input type="checkbox"/> 法令、条例、規則、本要綱又はこれらに基づき市長が行った指示に違反しないこと。違反した場合、補助金の一部又は全部を返還します。 |
| <input type="checkbox"/> 市長が補助金の活用状況について調査を行うときは、聴取や資料の提出等に協力します。 |

商店街にぎわい促進事業補助金交付申請書（2回目）

（申請先）
横浜市長

（申請者）
〒
住 所：
団 体 名：
役 職 名：
ふ り が な
代表者氏名：
（電話 　　　　　　　　　）

商店街にぎわい促進事業補助金の交付を受けたいので、商店街にぎわい促進事業補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び商店街にぎわい促進事業補助金交付要綱を遵守します。

1 補助金交付申請額

¥ _____ . ____
※1,000円未満切り捨て

2 これまでのこの補助金の交付確定額（交付額が確定していない場合は交付決定額）

¥ _____ . ____

3 関係書類（添付する書類にレ点を記入）

※1回目の申請から内容に変更がない場合（2）から（4）の書類は提出を省略可能

（1）事業計画書（第1号様式の3）

事後申請の場合には、事業計画書に代えて、事業報告書（第8号様式の2）を提出

（2）定款又は規約等の写し

（3）正会員名簿の写し

（4）役員名簿の写し

（5）見積書等経費の内訳がわかる書類。ただし、1件の金額が1,000,000円以上になる場合は、2者以上の市内事業者から徴収した見積書等の写し及び市内事業者であることを証する書類又はその写し（履歴事項全部証明書若しくは横浜市有資格者名簿の写し、又は個人事業主の住民票の写し等）

事後申請の場合には、見積書等経費の内訳がわかる書類に代えて、経費の支払いを証する書類（領収書等）の写しを添付

（1件あたり1,000,000円以上の場合には、見積書等と領収書等のいずれも添付）

（6）その他、市長が必要と認める書類

4 宣誓事項（全ての項目にレ点を記入）

法令、条例、規則、本要綱又はこれらに基づき市長が行った指示に違反しないこと。違反した場合、補助金の一部又は全部を返還します。

市長が補助金の活用状況について調査を行うときは、聴取や資料の提出等に協力します。

商店街にぎわい促進事業 事業計画書

1 実施概要

団体名		
	会員店舗数の合計：_____店舗 補助上限額：_____円(A)	
	※会員店舗数1～19店舗の団体の定額支援の利用について <input type="checkbox"/> 1回目の申請で利用 <input type="checkbox"/> 2回目の申請で利用 <input type="checkbox"/> 未定	
事業内容 (複数ある場合は付番のうえ、列記してください)	時期	場所
上記の実施内容により、来街促進を図ります。		
測定方法	<input type="checkbox"/> 推定 <input type="checkbox"/> 抽選会参加人数 <input type="checkbox"/> 公衆 Wi-Fi のアクセス数 <input type="checkbox"/> 人流データ <input type="checkbox"/> その他 ()	
目標来街者数	_____人 (※イベント実施時のみ)	
国・県・市の 他補助制度への申請	<input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> 該当あり(他補助金の申請(予定)があり) 補助制度名：「 _____ 」 <input type="checkbox"/> 同一補助対象経費を、重複申請していません。	
事業連絡担当者 <input type="checkbox"/> 申請者と同じ場合は、レ点を記入。 右欄は記載不要。	役職・氏名..... 電話番号..... Eメールアドレス.....	

2 収支計画書

(1) 支出

(単位：円)

	費目	内容	予定金額	
補助対象経費	広告等製作費・ 広告料			
	人件費・謝金・ 報償費			
	景品費 ※景品費を申請する 場合、レ点を 記入すること			
	(レ点を記入) →	<input type="checkbox"/> 景品表示法を確認し、遵守する事業計画にしました。		
	委託費			
	使用料			
	保険料			
	物品購入費			
	物品購入予備費	<input type="checkbox"/> 支出予定	予定金額	円
	食糧費			
		補助対象経費 小計		(B)
補助対象外経費	その他経費			
	補助対象外経費 小計 ※見積書等不要			
	合計 (総事業費)		(C)	

- 1 上記経費に係る消費税及び地方消費税も対象とします。
- 2 その他、補助対象経費、補助対象外経費については、要綱「別表1」を確認してください。
- 3 当該事業費について、消費税及び地方消費税の申告により仕入控除を受ける場合は、税抜金額で算定することとします。

(2) 交付申請額の上限

補助上限額	=	円…(A)
これまでのこの補助金の交付確定額（又は交付決定額）の合計	=	円…(D)
(本申請が1回目の申請の場合)	=	0円…(D)
交付申請額の上限 (E) = (A) - (D)	=	円…(E)

(3) 交付申請額

該当するいずれかの項目にレ点と金額を記入

□ア 会員店舗数 20 以上、又は会員店舗数 1～19 店舗で定額支援を適用しない場合

補助対象経費合計	=	円…(B)
(B) × 補助率(1/2)の千円未満切り捨て	=	円…(F)
本申請の交付申請額 (G) = (E) と (F) の小さい方	=	円…(G)

イ 会員店舗数 1～19 店舗で定額支援を適用する場合

□(ア) 補助対象経費合計(B)が 20 万円以上の場合

補助対象経費合計	=	円…(B)
{(B) - 20 万円} × 1/2 + 20 万円 の千円未満切り捨て	=	円…(F)
本申請の交付申請額 (G) = (E) と (F) の小さい方	=	円…(G)

□(イ) 補助対象経費合計(B)が 20 万円未満の場合

補助対象経費合計	=	円…(B)
(B) の千円未満切り捨て	=	円…(F)
本申請の交付申請額 (G) = (E) と (F) の小さい方	=	円…(G)

(4) 収入

区分	内 容	金額
会費等	<input type="checkbox"/> 通常会費充当 <input type="checkbox"/> 臨時会費徴収 <input type="checkbox"/> 協賛金(※) <input type="checkbox"/> 販売での売上から原価を引いた収益(※) <input type="checkbox"/> その他 ()	
交付申請額	(G)	
その他		
合 計	<=総事業費(C)>	

※実績報告においては、協賛金や販売での売上から原価を引いた収益など、会費等の自己資金やこの補助金以外の収入（以下、協賛金等）の金額をご報告ください。

- ・補助対象経費に補助率を乗じた金額を上回る協賛金等については、その上回った金額を補助対象経費に補助率を乗じた金額から減じた額を、補助金交付確定申請額とします。
- ・定額支援が適用される場合は、補助対象経費から定額支援額を控除して、上記の計算をした額を、補助金交付確定申請額とします。

団体名
代表者 様

横浜市長 印

商店街にぎわい促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日に申請（ 回目）がありました商店街にぎわい促進事業補助金については、次の条件を付けて交付することを決定しましたので通知します。

1 補助金交付決定額

¥ _____ . -

2 交付条件

- (1) この補助金は、商店街にぎわい促進事業実施のために使用し、他に流用しないでください。
- (2) 補助事業の内容を変更、中止又は廃止する場合は、事前に商店街にぎわい促進事業補助金変更等承認申請書（第5号様式）を提出し、市長の承認を受けてください。
- (3) 横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び商店街にぎわい促進事業補助金交付要綱を遵守してください。
- (4) この補助金の交付条件に違反し、又は次のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定の内容の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることがあります。
 - ア 補助対象者の要件に該当しないとき。
 - イ 虚偽の申請や報告又は不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - ウ 補助金を交付することが適当でない認められる事由が発生したとき。
 - エ その他法令、条例若しくはこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき、又は補助金の返還事由と認められるような不正等の行為があり、市長が特に認めるとき。
- (5) この補助金の用途について、必要があると認められた場合は、調査し、又は報告を求めることがあります。
- (6) 補助事業の完了後要綱第12条に定める期限までに、商店街にぎわい促進事業実績報告書（第8号様式）を提出してください。
- (7) この補助金は、交付額確定後、商店街にぎわい促進事業補助金交付請求書（第10号様式）を受けた日から30日以内に交付するものとする。
- (8) 補助事業の完了後、消費税額の申告によって補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、商店街にぎわい促進事業消費税仕入控除税額報告書（第13号様式）により速やかに市長に報告し、当該消費税仕入控除税額を返還してください。
- (9) 事業の実施に関しては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに留意してください。
- (10) 協賛金や販売での収益など、会費等の自己資金やこの補助金以外の収入がある場合は、実績報告時に報告してください。

担 当 :
T E L :
F A X :

団体名
代表者 様

横浜市長 印

商店街にぎわい促進事業補助金不交付決定通知書

年 月 日に申請（ 回目）がありました商店街にぎわい促進事業補助金については、
交付しないことと決定しましたので通知します。

不交付の理由

担 当：
TEL：
FAX：

商店街にぎわい促進事業補助金交付申請取下届出書

(届出先)
横浜市長

申請者 〃
住 所
団 体 名
役 職 名
代表者氏名
(TEL)

年 月 日に申請した商店街にぎわい促進事業補助金交付申請を次の理由により取り下げたいので、届け出ます。

取下げの理由

商店街にぎわい促進事業補助金変更等承認申請書

(申請先)
横浜市長

申請者 〳
住 所
団 体 名
役 職 名
代表者氏名

(TEL)

年 月 日 第 号で交付決定を受けた商店街にぎわい促進事業補助金について、次のとおり（変更・中止・廃止）をしたいので承認いただきたく、商店街にぎわい促進事業補助金交付要綱第11条第1項の規定に基づき申請します。

1 (変更・中止・廃止) の理由

2 (変更・中止・廃止) の内容

(1) 補助事業の概要

	変 更 前	変 更 後
交 付 額	¥ . ー	¥ . ー
申 請 内 容		

(注) 事業計画書に準じて記入してください。

(2) 支出

(単位：円)

	費目	内容	予定金額	
補助対象経費	広告等製作費・ 広告料			
	人件費・謝金・ 報償費			
	景品費 ※景品費を申請する 場合、レ点を 記入すること			
	(レ点を記入) →	<input type="checkbox"/> 景品表示法を確認し、遵守する事業計画にしました。		
	委託費			
	使用料			
	保険料			
	物品購入費			
	物品購入予備費	<input type="checkbox"/> 支出予定	予定金額	円
	食糧費			
	補助対象経費 小計		(B)	
補助対象外経費	その他経費			
	補助対象外経費 小計 ※見積書等不要			
	合計 (総事業費)		(C)	

- 1 上記経費に係る消費税及び地方消費税も対象とします。
- 2 その他、補助対象経費、補助対象外経費については、要綱「別表1」を確認してください。
- 3 当該事業費について、消費税及び地方消費税の申告により仕入控除を受ける場合は、税抜金額で算定することとします。

(2) 交付申請額の上限

補助上限額	=	円…(A)
これまでのこの補助金の交付確定額（又は交付決定額）の合計	=	円…(D)
(本申請が1回目の申請の場合)	=	0円…(D)
交付申請額の上限 (E) = (A) - (D)	=	円…(E)

(3) 交付申請額

該当するいずれかの項目にレ点と金額を記入

□ア 会員店舗数 20 以上、又は会員店舗数 1～19 店舗で定額支援を適用しない場合

補助対象経費合計	=	円…(B)
(B) × 補助率(1/2)の千円未満切り捨て	=	円…(F)
本申請の交付申請額 (G) = (E) と (F) の小さい方	=	円…(G)

イ 会員店舗数 1～19 店舗で定額支援を適用する場合

□(ア) 補助対象経費合計(B)が 20 万円以上の場合

補助対象経費合計	=	円…(B)
{(B) - 20 万円} × 1/2 + 20 万円 の千円未満切り捨て	=	円…(F)
本申請の交付申請額 (G) = (E) と (F) の小さい方	=	円…(G)

□(イ) 補助対象経費合計(B)が 20 万円未満の場合

補助対象経費合計	=	円…(B)
(B) の千円未満切り捨て	=	円…(F)
本申請の交付申請額 (G) = (E) と (F) の小さい方	=	円…(G)

(4) 収入

区分	内 容	金額
会費等	<input type="checkbox"/> 通常会費充当 <input type="checkbox"/> 臨時会費徴収 <input type="checkbox"/> 協賛金(※) <input type="checkbox"/> 販売での売上から原価を引いた収益(※) <input type="checkbox"/> その他 ()	
交付申請額	(G)	
その他		
合 計	<=総事業費(C)>	

※実績報告においては、協賛金や販売での売上から原価を引いた収益など、会費等の自己資金やこの補助金以外の収入（以下、協賛金等）の金額をご報告ください。

- 補助対象経費に補助率を乗じた金額を上回る協賛金等については、その上回った金額を補助対象経費に補助率を乗じた金額から減じた額を、補助金交付確定申請額とします。
- 定額支援が適用される場合は、補助対象経費から定額支援額を控除して、上記の計算をした額を、補助金交付確定申請額とします。

団体名
代表者 様

横浜市長 印

商店街にぎわい促進事業補助金変更等承認通知書

年 月 日に申請がありました商店街にぎわい促進事業補助金の変更等について、次のとおり承認します。

1 既に受けた交付決定通知書の年月日及び番号

年 月 日 第 号

2 変更等の内容

	変 更 前	変 更 後
交 付 額	¥ _____ . -	¥ _____ . -
申 請 内 容		

担 当 :
TEL :
FAX :

団体名
代表者 様

横浜市長 印

商店街にぎわい促進事業補助金変更等不承認通知書

年 月 日に申請がありました商店街にぎわい促進事業補助金の変更等については、審査の結果、不承認としましたので通知します。

不承認の理由

担 当：
TEL：
FAX：

商店街にぎわい促進事業実績報告書

（報告先）
横浜市長

申請者 〳
住 所
団 体 名
役 職 名
代表者氏名
(TEL)

年 月 日 第 号で交付決定（ 回目）を受けた商店街にぎわい促進事業について、商店街にぎわい促進事業補助金交付要綱第12条の規定に基づき関係書類を添えて実績を報告します。

1 補助金交付確定申請額

¥ _____ . -

※1,000円未満切り捨て

2 添付書類

- （1）事業報告書（第8号様式の2）
- （2）契約書等の写し。ただし、1件の金額が1,000,000円未満のものは、省略することができる。
- （3）経費の支払いを証する書類（領収書等）の写し
- （4）事業の実施状況がわかる写真及び成果物（チラシ等）の資料
- （5）その他、市長が必要と認める書類

商店街にぎわい促進事業 事業報告書

1 実施概要

団体名			
	会員店舗数の合計： _____ 店舗 補助上限額： _____ 円(A)		
後援名義(ある場合)			
事業の詳細内容 (複数ある場合は付番のうえ、列記してください)	時期	場所	
来街促進効果	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 不明		
測定方法	<input type="checkbox"/> 推定 <input type="checkbox"/> 抽選会参加人数 <input type="checkbox"/> 公衆 Wi-Fi のアクセス数 <input type="checkbox"/> 人流データ <input type="checkbox"/> その他 (_____)		
来街者数	_____ 人 (イベント実施時のみ)	交付申請書の目標来街者数	_____ 人
来街促進効果に関する所感			
※ 枠は 適宜 変え て く だ さ い	商店会の 全体的な所感 ※可能なら、平時 や昨年同イベント との比較を記入	(記入例:普段より2割多い来街で、初めての来街者もいました。)	
	会員店舗の声		
	来街者の声		
販売促進効果	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 不明		
根拠	<input type="checkbox"/> 会員店舗の売上 <input type="checkbox"/> 抽選券の配布枚数 <input type="checkbox"/> その他 (_____)		
販売促進効果 に関する所感	(記入例:抽選券が2000枚利用されるなど、売上が平時に比べ2割増した会員店舗もありました。) ※可能なら、販売金額、 及び平時や昨年同イベ ントとの比較を記入		

2 収支決算書

(1) 支出

(単位：円)

	費目	内容	予定金額
補助対象経費	広告等製作費・ 広告料		
	人件費・謝金・ 報償費		
	景品費		
	委託費		
使用料			
保険料			
物品購入費			
物品購入予備費			
食糧費			
	補助対象経費 小計		(B)
補助対象外経費	その他経費		
	補助対象外経費 小計 ※見積書等不要		
	合計 (総事業費)		(C)

- 1 上記経費に係る消費税及び地方消費税も対象とします。
- 2 その他、補助対象経費、補助対象外経費については、要綱「別表1」を確認してください。
- 3 当該事業費について、消費税及び地方消費税の申告により仕入控除を受ける場合は、税抜金額で算定することとします。なお、補助対象経費を税込金額で算定した場合、事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によって補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市に報告してください。

(2) 交付決定額

交付決定額 (事後申請の場合、交付申請額の上限(※))	=	<input type="text"/> 円…(D)
※補助上限額からこれまでのこの補助金の交付決定額 (又は交付決定額) の合計を引いたもの		

(3) 交付確定申請額

ア、イの該当する項目にレ点と金額を記入

□ア 会員店舗数 20 以上、又は会員店舗数 1～19 店舗で定額支援を適用しない場合

補助対象経費合計	=	<input type="text"/> 円…(B)
(B) × 補助率(1/2)	=	<input type="text"/> 円…(E)

イ 会員店舗数 1～19 店舗で定額支援を利用する場合

□(ア) 補助対象経費合計(B)が 20 万円以上の場合

補助対象経費合計	=	<input type="text"/> 円…(B)
((B) - 20 万円) × 1/2 + 20 万円	=	<input type="text"/> 円…(E)

□(イ) 補助対象経費合計(B)が 20 万円未満の場合

補助対象経費合計	=	<input type="text"/> 円…(E)
----------	---	----------------------------

ウ、エの該当する項目にレ点と金額を記入

□ウ 協賛金や収益などの収入がない場合

交付確定申請額 (G) = (D) と 「(E)の千円未満切り捨て」の小さい方	=	<input type="text"/> 円…(G)
---	---	----------------------------

□エ 補助対象事業に係る協賛金や販売での売上から原価を引いた収益などの収入がある場合

協賛金や販売での売上から原価を引いた収益などの収入	=	<input type="text"/> 円…(F)
(E) + (F) < (B)ならば、 交付確定申請額 (G) = (D) と 「(E)の千円未満切り捨て」の小さい方	=	<input type="text"/> 円…(G)
(E) + (F) > (B)ならば、 交付確定申請額 (G) = (D) と 「{(B) - (F)}の千円未満切り捨て」の小さい方	=	<input type="text"/> 円…(G)

(4) 収入

区分	内 容	金額
会費	<input type="checkbox"/> 通常会費充当 <input type="checkbox"/> 臨時会費徴収 <input type="checkbox"/> その他 ()	
交付確定申請額	(G)	
協賛金 (協賛者名・金額)	(F)	
販売での売上から 原価を引いた収益		
(レ点を記入) → その他	<input type="checkbox"/> 協賛金や収益などの収入は、(F)以外にありません。	
合 計	<=総事業費(C)>	

団体名
代表者 様

横浜市長

商店街にぎわい促進事業補助金交付額確定通知書

年 月 日に実績報告（ 回目）がありました商店街にぎわい促進事業については、次の条件を付けて補助金を交付することを確定しましたので通知します。

1 補助金交付確定額

¥ _____ . -

2 補助金の交付時期

適法な請求書を受理した後、30日以内に交付します。

3 交付条件

- (1) この補助金は、商店街にぎわい促進事業実施のために使用し、他に流用しないでください。
- (2) この補助金の交付条件に違反し、又は次のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定の内容の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることがあります。
 - ア 補助対象者の要件に該当しないとき。
 - イ 虚偽の申請や報告又は不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - ウ 補助金を交付することが適当でない認められる事由が発生したとき。
 - エ その他法令、条例若しくはこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき、又は補助金の返還事由と認められるような不正等の行為があり、市長が特に認めるとき。
- (3) この補助金の用途について、必要があると認められた場合は、調査し、又は報告を求めることがあります。
- (4) 事業完了後に、消費税額の申告によって補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、商店街にぎわい促進事業消費税仕入控除税額報告書（第13号様式）により速やかに市長に報告し、当該消費税仕入控除税額を返還してください。
- (5) 本件関係書類は、要綱第19条の規定により、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間、保管してください。

担 当：
TEL：
FAX：

商店街にぎわい促進事業補助金交付請求書

(請求先)
横浜市長

請求者 丁
住 所
団 体 名
役 職 名
フリガナ
代表者氏名 印 (※)

(TEL)

年 月 日 第 号で交付額確定を受けた商店街にぎわい促進事業補助金を
請求します。

補助金交付請求額 ￥ _____ . -

補助金振込先金融機関

金融機関の名称		支店等の名称	
	銀行 信用金庫		支店 出張所
預金種別	普通 当座	口座番号	
(フリガナ)			
口座名義人			

※ 請求者と口座名義人が同じ場合は、押印を省略できます。
請求者と口座名義人が異なる場合は、上記の「代表者氏名」欄の右に押印のうえ、下記に記名・
押印をお願いします。

請求補助金については、上記口座に振り込んでください。

団 体 名

役 職 名

代表者氏名 印 (※)

団体名
代表者 様

横浜市長

商店街にぎわい促進事業補助金交付決定兼交付額確定通知書

年 月 日に事後申請及び実績報告がありました商店街にぎわい促進事業補助金については、次の条件を付けて交付することを決定しましたので通知します。

1 補助金交付決定兼交付確定額

¥ _____ . -

2 補助金の交付時期

適法な請求書を受理した後、30 日以内に交付します。

3 交付条件

- (1) この補助金は、商店街にぎわい促進事業実施のために使用し、他に流用しないでください。
- (2) この補助金の交付条件に違反し、又は次のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定の内容の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることがあります。
 - ア 補助対象者の要件に該当しないとき。
 - イ 虚偽の申請や報告又は不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - ウ 補助金を交付することが適当でない認められる事由が発生したとき。
 - エ その他法令、条例若しくはこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき、又は補助金の返還事由と認められるような不正等の行為があり、市長が特に認めるとき。
- (3) この補助金の使途について、必要があると認められた場合は、調査し、又は報告を求めることがあります。
- (4) 事業完了後に、消費税額の申告によって補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、商店街にぎわい促進事業消費税仕入控除税額報告書 (第 13 号様式) により速やかに市長に報告し、当該消費税仕入控除税額を返還してください。
- (5) 本件関係書類は、要綱第 19 条の規定により、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間、保管してください。

担 当 :
TEL :
FAX :

団体名
代表者 様

横浜市長

商店街にぎわい促進事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日 第 号により交付決定した商店街にぎわい促進事業補助金については、次の理由により補助決定を取り消すこととしましたので通知します。

取消しの理由

担 当 :
T E L :
F A X :

年 月 日

商店街にぎわい促進事業 消費税仕入控除税額報告書

(提出先)
横浜市長

報告者 〇
住 所
団 体 名
役 職 名
フリガナ
代表者氏名

(TEL :)

年 月 日 第 号により補助金の確定通知を受けた商店街にぎわい促進事業補助金について、下記のとおり報告します。

(単位 : 円)

1	補助金交付額確定通知書の金額	
2	補助金交付額確定時における消費税等仕入控除税額 (A)	
3	消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る消費税等仕入控除税額 (B)	
4	補助金返還相当額 (B - A)	